第4　上別所のゴミの山について　　　（環境部）

1. 上別所の現状について

上別所の廃棄物のその後の現状については、佐倉市ではどのように把握しているか、お聞きします？

〇２１番（藤崎良次） 以下関連質問を同僚議員が行いますので、お願いします。

〇議長（爲田 浩） 宇田実生子議員。

〇４番（宇田実生子） 議席４番、宇田実生子でございます。上別所の廃棄物の山について昨年１１月議会に引き続き関連質問いたします。

①この土地の地目は山林ですが、森林法の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域外であることから、届出は必要とされていない。 また、登記地目、現況とも山林であるため、農地法適用外であると、産業振興部長から答弁を頂きました。

とすると、この土地に関しては、法的規制はないのでしょうか？

②県の行政指導により現在は、搬入が停止されているということですが、県は廃棄物と判断したということでよろしいでしょうか？

また市では、どう判断していますか？具体的な県の行政指導の内容も併せてお伺いいたします。

③佐倉市としては、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則に基づき、残土の撤去及び搬出にのみ指導を実施していくと、環境部長から、昨年１１月議会でご答弁頂きましたが、その後の状況、撤去の見込みにについてお伺いいたします。

④２月１３日の地震や、その後の大風により近隣の方から、被害等報告はありましたか？

昨年１１月議会で、環境部長は、地方自治法で、都道府県と市町村の事務が相互に競合しないよう事務配分について規定があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、産業廃棄物に係る事務は都道府県、一般廃棄物に係る事務は市町村となっていることから、上別所の件につきましては千葉県が調査を実施しているとのご答弁を頂きました。

⑤上別所の廃棄物の山の脇には、一般廃棄物である布団などのゴミも捨てられております。ごみがごみを呼ぶと言われるように、今後このような便乗のごみ捨てが増えていくと考えられます。佐倉市としての対策をお伺いいたします。

昨年１１月議会でも申し上げましたが、佐倉市には「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」があります。

目的　第１条　この条例は市民の快適な生活環境に支障となる不快な迷惑行為の防止に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかとするとともに、これらのものが協働して、市民の快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に努め、もって健康的で清潔なまちづくりを実現することを目的とする。

第15条　土地の適正な管理業務　第２項　何人も自ら所有し、占有し、または管理する土地、 または建物もしくは工作物に堆積し、または築造した廃棄物が周辺の市民に不快感、不安感を与えないように適正に管理しなければならない。

第３項　市長は土地の所有者、占有者または管理は、前２項の 規定に違反していると認められるときには、当該土地所有者に対し、不適正な管理の是正を要請することができると定められております。

佐倉市を守るために何ができるかを考え、条例を制定する。市民のために仕事をするクリエーティブな地方自治の思想と実践が必要だと、私は今でも考えております。

⑥去る１１月議会で、上別所の現場に野積みされているものが廃棄物として判断された場合には、廃棄物の処理及び清掃関する法律に基づき対応するので、市の条例を改正して適用するつもりはない、県条例により対応するとご答弁頂きました。その理由を伺います。

地方公共団体の重要な機能の一つが条例の制定権です。

条例とは地方公共団体がその自治権に基づいて、その区域内の一定の事務に関する定めをする自主的立法です。

条例制定権の根拠は、

日本国憲法第９４条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法第１４条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができるとあります。

〇また、国の法令で空白とされている事項で、規制しようとする事項が、地方公共団体の事務に属するものであること及び憲法の基本原理とする「基本的人権」の保障や、「公共の福祉」の要請に反しないと認められるものについて定める場合

〇その事項・対象が国の法令と同じであっても、その目的が国の法令と異なる場合

〇その目的が国の法令と同じであっても、その事項・対象を異にする場合には条例を制定することは妨げられないとされています。

⑦地方自治体の責務として、佐倉市を、市民を守るためにも佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例を改正し、上別所の廃棄物の山に関し、ただ県議にお願いをするのではなく、西田市長が自ら、土地所有者に関し、不適正な管理の是正を要請することは、当然なされるべきではありませんか？地方自治の本旨の意義と、法律と条例の関係についてのお考えを踏まえてお聞かせください。